

令和5年度 田上中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等についての基本的な考え方

(1) 基本原則

いじめは、全ての生徒の命に関わる重大な問題である。いじめ防止等の対策は、親和的な学校づくりを通して全ての生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わずいじめを未然に防止することを旨として、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組む。

いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解させ、全ての生徒がいじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さないという意識を高め、行動する。

いじめはどの生徒にも起こり得ること、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ的確で具体的な方策を計画的・継続的に全校体制で取り組んでいく。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

2 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 この組織を「田上中学校いじめ対策委員会」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、担任、養護教諭 等

※ 事案によってはスクールカウンセラー、SSW、町指導主事、町訪問相談員、学識経験者、PTA役員、主任児童員等を特別構成員とする。

(3) 組織の具体的な役割

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに係る情報、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止のための手立て

(1) いじめの未然防止のための基本的な考え方

未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりにあたることである。また、一人一人の自己有用感を育み、互いを認め合える親和的な人間関係と学校風土を醸成することである。

さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員自身の人権感覚を高めていく必要がある。

(2) 「田上の12か年教育の重点」に基づくいじめの未然防止のための取組

「田上の12か年教育」の中に示されている育てたい資質・能力において、「よい人間関係を構築する力」と「自分のよさと可能性を見付け、発揮する力」に着目し、その育成に向けて小・中学校が連携した取組を行う。

(3) いじめの未然防止に向けた職員研修

以下は、文部科学省国立教育政策研究所が平成25年7月に発行したリーフレット「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」を基に、職員の意識と力量を高める。

いじめに向かわせないためには、「規律」「学力」「自己肯定感」が大切である。

①集団づくりで絆を深める

- お互いを認め合い心が通い合う、学級づくり、学年づくり、学校づくりを行う。

②分かる授業づくりで自己肯定感を高める

- 分かる授業づくりを行い、学習内容を理解させ、居心地の良い学級にする。

③生徒が主体となった活動を通して、自浄作用を高める。

④あたたかい気持ちを育むと共に、どんな言動がいじめなのかを具体的に教え指導する。

- いじめの加害者の多くが「いじめる気はなかった。からかっただけ。」と言う。
- 学校で起きたケース等を上げ、「死ね」「消えろ」「うざい」「学校に来るな」「きたない」等の言葉がどれだけ相手を傷つけるかを理解させる。
- 「いじられキャラ」等のふざけからいじめに発展するケースが多いことを理解させる。

4 いじめの早期発見の手立て

大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめは大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、事実関係を確実に把握する。早い段階から組織的に情報収集に努め、いじめを見逃すことなく対応する。このため、日頃から生徒の見守り体制や信頼関係の構築等に努め、生徒が発信する変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①いじめ実態調査…毎日の生活ノート点検、定期的生活アンケート、教育相談アンケートの実施

②教育相談…定期教育相談の実施（時程への位置付け）、声掛け相談の実施

③HYPER・QU…年2回実施 結果の検討を校内研修として行う。

学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断

④生徒理解の充実…毎週の学年部会、生徒指導部会、企画委員会では、必ず生徒理解の場を設定し、教師間の連携と共通理解を大切にしていく。

⑤校内研修…いじめに係る研修（いじめ防止基本方針、法的な理解、事例検討）

⑥スクールカウンセラーの活用…教育相談担当を窓口にしてスクールカウンセラーを活用する。

スクールカウンセラーによる生徒理解研修を実施する。

生徒、保護者へカンセリング活用を積極的に働きかける。

⑦生徒が主体となった活動の場の設定…特別活動において生徒自らいじめについて考え、話し合う場を設定する。

中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会、全校集会、学年集会、小中合同挨拶運動 等

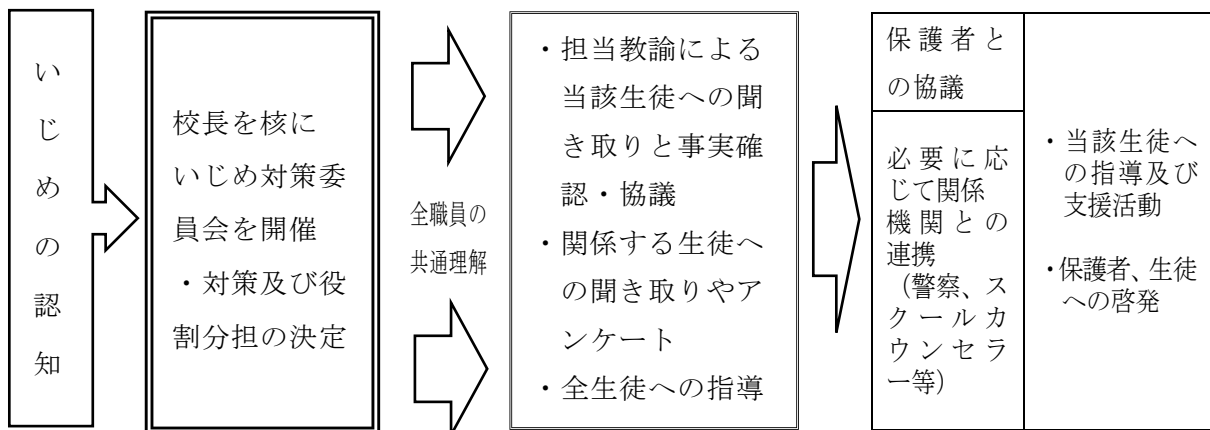
<いじめ防止に関する年間予定>

月	全校・学年での生徒の取組	担任・学級での取組	その他 小中連携等
4月	・新入生歓迎会・教育相談 ・部活動集会	・親和的な学級づくり のスタート	・町教研小中連携部会 ・PTA総会
5月	・生活アンケートの実施とその対応 ・生徒総会	・Q-U アンケート	
6月	・いじめ見逃しゼロ強調月間 ・生活アンケートの実施とその対応	・Q-U 結果の分析	・小中合同挨拶運動
7月	・夏休みの過ごし方指導	・いじめ見逃しゼロに 関する学級活動	
8月	・Q-U アンケートに関する研修 ・いじめに関する校内研修 ・前期学校評価	・Q-U に基づく実践 ・運動会を通した学級 づくり (事前活動)	・町教研研修会 ・スクールロイヤーに よるいじめの研修
9月	・生活アンケートの実施とその対応 ・教育相談	・運動会を通した学級 づくり ・合唱コンクールを通 した学級づくり	
10月	・教育相談アンケート	・合唱コンクールを通 した学級づくり	・町いじめ見逃しゼロ スクール集会
11月	・いじめ見逃しゼロ強調月間 ・教育相談 ・生活アンケートの実施とその対応	・Q-U アンケート	
12月	・Q-U アンケートに関する研修	・Q-U 結果の分析	
1月	・教育相談アンケート ・教育相談		
2月	・生活アンケートの実施とその対応 ・教育相談 ・生徒総会 ・卒業に向けて		・PTA評議委員会
3月	・年度末学校評価	・学級のまとめ	・新入生情報交換
年間 を通して	・毎週の生徒指導部会、学年部会、企 画委員会での生徒理解の実施 ・生徒会、各委員会の日常活動	・道徳、学活を通した 親和的な学級づくり	・町教研、町園校長会、 町P連等の連携

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。被害生徒の心のケアを最優先に掲げて当該生徒を守るとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を期し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態の時は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



6 重大事態に係る対応について

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、前述に掲げた生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

< 状況の例 >

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめに起因しない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

いじめの認知があった場合には速やかに教育委員会に報告し、重大事態であるか否かの判断を教育委員会と連携して行う。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会と連携して速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 重大事態への対応の心構え

① 解決に向けた対応

教育委員会に重大事態が発生した旨を報告すると同時に、教育委員会の指導・助言の下「いじめ対策委員会」を開催する。

② いじめを受けたと思われる生徒、保護者への対応

- ・ 事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 報告の期日を決めて、その日までに調査を行う。
- ・ 誠意をもって対応する。

③ いじめをしたと思われる生徒、保護者への対応

- ・ 情報を十分に収集し、事実関係やその他必要な情報を適切に報告する。
- ・ 丁寧な対応に努める。

④ 他の保護者、地域への説明

- ・ 迅速にかつ適切な時期に、事実と対応策を説明する機会を設ける。

7 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、町の関係組織と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等に関わる上記の取組について「いじめ対策委員会」等において、PDCA サイクルにより評価と改善を毎年行う。
- (5) いじめ防止基本方針をホームページ上にアップし、保護者・地域住民への周知と協力を図る。